

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 31 年 3 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800080号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800017号

第1 結論

昭和60年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月から昭和61年3月まで

私は、昭和61年10月頃、A市B区役所の窓口で国民年金の加入手続と第3号被保険者となる届出を行った際、窓口の担当者に、「国民年金保険料の未納期間がありますが、どうしますか。」と言われたので、納付することにし、数回に分けて請求期間の保険料を納付した。請求期間について、保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳によると、請求者は、昭和61年10月6日付けで、昭和60年2月の婚姻に伴う氏名変更及びA市B区への住所変更手続きを行っていることが確認できること、オンライン記録により、昭和61年10月20日付けの処理で、昭和60年1月1日に国民年金の強制加入被保険者資格の取得、同年2月3日に同資格の喪失、昭和61年4月1日に第1号被保険者資格の取得及び同年7月12日に同資格の喪失の記録が追加された上で、同年7月12日に第3号被保険者への種別変更が行われていることが確認できることから、請求者は、C事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失(昭和59年12月30日)後、同年10月頃に国民年金の再加入手続を行ったことが推認できる。

以上のことから、請求期間のうち、昭和60年2月から昭和61年3月までの期間については、請求者の夫は厚生年金保険に加入しているため、配偶者である請求者は国民年金の任意加入の対象となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、任意加入の対象であった請求者は、国民年金の再加入手続を行ったとされる同年10月の時点では、遡って被保険者資格を取得することができず、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間のうち、昭和60年1月については、上記のとおり請求者は国民年金の被保

険者資格を遡って取得しており、上記国民年金の再加入手続時点（昭和 61 年 10 月）に国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、請求者は、当該期間の保険料の具体的な納付時期、納付場所、納付金額等を覚えておらず、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に対して、上記の年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(*)のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。